

## 高取町地域交流スペースいくせい管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高取町地域交流スペースいくせい（以下「地域交流スペース」という。）の管理に関し、高取町地域交流スペースいくせいの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び高取町地域交流スペースいくせいの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の補足事項を定めるものとする。

(開館時間の変更など)

第2条 規則第2条及び第3条の規定により、地域交流スペースの開館時間及び休館日を変更することができるのは、町長が必要と認めるときを除き、次のとおりとする。

(1) 設備点検などによりやむを得ないとき。

(2) 施設の使用に著しい影響を及ぼす事態が発生したとき。

(使用時間)

第3条 地域交流スペースの使用時間には、準備、片付けや清掃など、原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用定員)

第4条 地域交流スペースの定員は30名とし、これを超えて使用してはならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用許可申請)

第5条 規則第4条の規定による地域交流スペースの使用許可申請は、使用日の3か月前から先着順に受け付ける。

2 地域交流スペースの使用許可申請の期限は、原則使用日の前日までとする。なお、使用に支障がないときは、使用日の当日でも受け付けるものとする。

3 高取町が町の主催行事で使用するときは、使用日の12か月前から受付ができるものとする。

4 申請者は、地域交流スペースの使用に関し全責任を負うものとする。

(使用許可の制限)

第6条 条例第7条第1項第3号の規定による地域交流スペースの使用許可を制限する場合は、次のとおりとする。

(1) 火気の使用又は臭気若しくは騒音を発生させるおそれのあるとき。

(2) 営利目的で行う物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。

(3) 葬儀若しくは告別式又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。

(使用の条件)

第7条 地域交流スペースを使用する者（以下「使用者」という。）は地域交流スペース使用許可書を施設管理者に示さなければならない。

2 町長が管理上必要と認めるときは、使用者が使用中に施設管理者を立ち入らせることができる。この場合、使用者は施設管理者の立ち入りを拒むことはできない。

3 使用者は、持ち込んだ物品をその都度持ち帰るものとする。地域交流スペースでの保管は認めない。

- 4 使用者が施設管理者の指示に従わなかったときは、以降の地域交流スペースの使用は一切認めない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。